

令和5年度蓬田村農業用機械等導入支援事業申込用紙（一次募集分）

令和 年 月 日

申込用紙の記載事項に承諾及び同意のうえ、申込みします。

申込者 住所又は所在地：東津軽郡蓬田村大字

氏名又は代表者：

印

1. 農業用機械等の導入計画

機械等名・主要諸元 (形成・規模・能力・馬力等)	数量	機械の導入予定価格 (消費税を除いた金額)	機械の導入希望 (予定)年月
		円	令和 年 月
		円	令和 年 月

2. 設置保管場所（住所）

東津軽郡蓬田村大字

3. 配分基準ポイント（申込者の取組が採択する際の配分基準となります。）

農業経営で該当する箇所や今後5年間に取り組むものや目標にチェック☑をしてください。

項目	取組内容	ポイント
① 認定農業者又は人・農地プランの中心経営体	<input type="checkbox"/> 現在、認定農業者で蓬田村人・農地プランの中心経営体に位置付けられている。又は認定新規就農者で蓬田村人・農地プランに位置付けられている。	—
	<input type="checkbox"/> 認定農業者・認定新規就農者で蓬田村人・農地プランの中心経営体に位置付けられる見込みである。	
② 新規就農	今年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。	
<input type="checkbox"/> ア 45歳までに就農する(した)者である。		2
<input type="checkbox"/> イ 46歳以上で就農する(した)者である。		1
③ 当事業活用状況	<input type="checkbox"/> 新規申込 <input type="checkbox"/> 2回目の申込である。	—
④ 農業所得の向上		
<input type="checkbox"/> ア 5年後までに農業所得を前年より100万円以上向上する。		3
<input type="checkbox"/> イ 5年後までに農業所得を前年より100万円未満向上する。		2
<input type="checkbox"/> ウ 5年後までに農業所得を前年より50万円未満向上する。		1
⑤ 経営面積		
<input type="checkbox"/> ア 前年度の経営面積は10ha以上である。		4
<input type="checkbox"/> イ 前年度の経営面積は5ha以上10ha未満である。		3
<input type="checkbox"/> ウ 前年度の経営面積は2ha以上5ha未満である。		2
<input type="checkbox"/> エ 前年度の経営面積は2ha未満である。		1
⑥ 経営面積の拡大		
<input type="checkbox"/> ア 5年後迄に4ha以上、経営面積が拡大する。		3
<input type="checkbox"/> イ 5年後迄に2ha以上、経営面積が拡大する。		2
<input type="checkbox"/> ウ 5年後迄に1ha以上、経営面積が拡大する。		1
<input type="checkbox"/> ⑦ 耕作放棄地の解消	5年間の間に過去1年間以上作付けが行われていない農地を所有権又は賃貸借権等により経営面積を拡大する。	3
<input type="checkbox"/> ⑧ 農業経営の法人化	5年間の間に法人化する。	3
<input type="checkbox"/> ⑨ 農業経営の複合化	5年後迄に土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営を組み合わせ、複合的に農業経営を展開する。	3

項目	取組内容	ポイント
<input type="checkbox"/> ⑩ 新規作物の導入	5年後迄に新たな作物を導入する。	3
<input type="checkbox"/> ⑪ 農産物の品質向上	5年後迄に栽培及び管理技術の改善により農産物の品質を向上させる。	3
<input type="checkbox"/> ⑫ 経営コストの縮減	5年後迄に栽培及び管理技術の改善等により経営コストの縮減をする。	3
<input type="checkbox"/> ⑬ 雇用者の拡大	5年後迄に常時雇用者を増加させる。	3
<input type="checkbox"/> ⑭ 家族経営協定	5年後迄に新たに家族経営協定を締結する。	3

4 今回申込みした理由など

今回の事業で申込みする理由やその必要性・緊急性等をお聞かせください。

5 採択方法について

本事業は限られた予算において実施するため、新規申込者を優先し、「3. 配分基準ポイント」に基づいて採点し、その合計点数の高い順に採択することを基本とします。

※配分基準ポイントが同点の場合には、申込理由等を勘案し決定します。

申込額が予算額を超える場合につきましては、申込者全ての方について交付ができない場合や補助率上限（3分の1以内、上限額50万円）まで交付できない場合があります。

申込みにあたりましては、この点、ご了承いただけたものとして取り扱わせていただきます。

6 村税等の完納促進について

村税等に滞納がある方と完納している方が同じ行政サービスを受けることは申込者の公平感を阻害することとなります。

のことから、納税等の促進を図るため、もしあなたが、本事業に応募する時点で未納の村税等がありましたら、必ず納付してください。

※納付確認欄（前年度分にかかる村税、保険料等について確認願います。）

村税	<input type="checkbox"/> 住民税	保険料	<input type="checkbox"/> 介護保険料
	<input type="checkbox"/> 固定資産税		<input type="checkbox"/> 後期高齢者保険料
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	その他	<input type="checkbox"/> 水道使用料
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税		<input type="checkbox"/> 村営住宅使用料

7 村からの交付決定前に申請された農業用機械等を導入すると補助対象となりません。

8 個人情報の取扱いについて

本事業実施のために当村税務課や住民課、建設課等に滞納状況を確認する他、関係機関に必要な情報を照会すること。また、村個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、事業実施のために利用することを理解の上、同意願います。

9 注意事項

補助金交付事務のため必要な書類の提出がないなど適正な手続きがされない場合や、補助金交付にあたり付した条件、その他法令又はこれに基づく村長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、その取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる場合があります。

また、本助成事業で取得した農業機械は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはいけません。財産処分の制限期間は、農林水産省等にて公表されている耐用年数表にて記載されている耐用年数と同期間とします。